

学校いじめ防止基本方針

- いじめは決して許されないことであり、また、どの子どもにも起こり得るものである。
- いじめ問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応する。

いじめ防止の対応

1 いじめを許さない学校づくりについて

- (1) いじめは許さないという教師の姿勢やいじめられている児童を学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。
- (2) 児童一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要。この先生なら安心だという信頼関係をつくる。
- (3) いじめが解決したと思われる場合でも、継続してアンテナを高くし十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 いじめの早期発見・早期対応について

(1) いじめの早期発見について

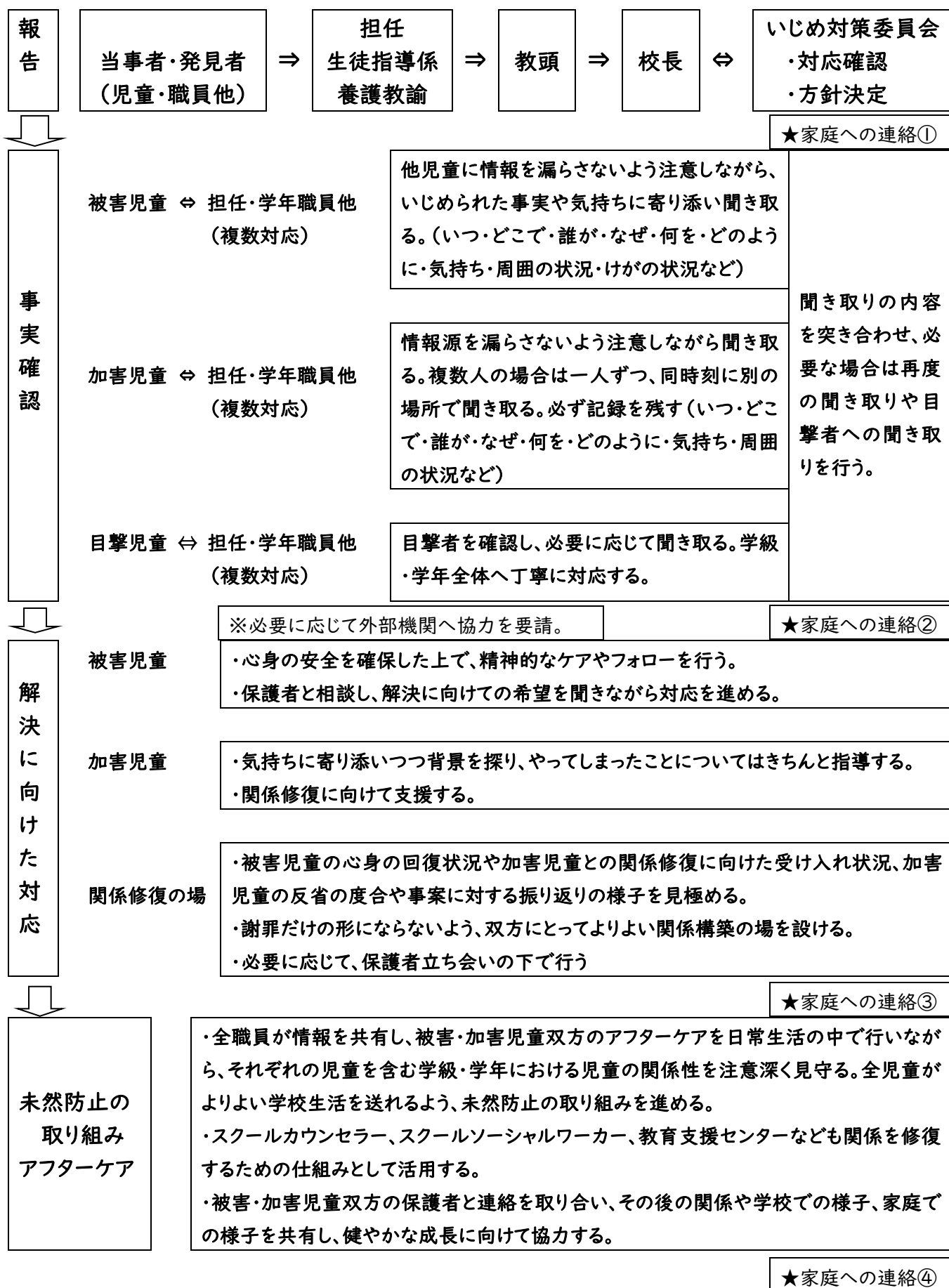
いじめはどの子どもにも、どの教室にも起こり得ると認識し、日頃の相談機能を充実させ、児童生徒の悩みを積極的に受け止める。

- ① 週一回の読書・相談の日（朝）の活用
- ② いじめの早期発見のため、松本市教育委員会へ報告のため、2カ月に一回のいじめ調査を実施。困ったことが安心して記入できるクラスの雰囲気をつくる。
- ③ クラスの人間関係や学級の状態について学年会で話題にし、心配な点は職員会議での共有を図る。
- ④ 相談担当者（養護教諭、子どもと親の相談員、自立支援教員、教頭）と相談窓口（保健室）の設置と周知を図る。

(2)いじめの対応について

①いじめ対応の手順

いじめ事案発生!



②報告について

- ① 毎回の職員会議で生徒指導連絡を確実に実施【担任が判断しない】
- ② いじめ対策委員会の迅速な招集（発見者→すぐに担任・校長・教頭に連絡。小さなことでもすぐ報告・連絡・相談。）
- ③ 対応の方針、手順を確認

★家庭への連絡① 情報を収集と事実や今後の学校の対応について連絡する。

③事実の確認

- ① 学年職員など複数で聞き取り調査を行う。（被害者・加害者・目撃者）
- ② 聞き取りの内容を突き合わせ、はっきりしない場合は再度聞き取りを行う。
- ③ 聞き取った内容をもとに解決に向けた対応を検討し、関係児童に対して指導を行う。
※必要に応じて保護者からの聞き取りも行い、保護者からの訴えにも耳を傾ける。
※実情により松本市教育委員会など関係機関と連携して対処する。
※ネット上への誹謗中傷といったいじめにも考慮しアンテナを高くする。

★家庭への連絡② 聞き取りの結果を伝え、関係改善に向けて今後の対応について要望を聞く。

④解決に向けた対応

- ① 安心していられる場所等を提供し、精神的なフォローを行う。
- ② いじめをしてしまった背景を探り、加害児童の気持ちにより添いつつも、してしまったことについて振り返り反省できるよう指導する。また、関係修復に向けた指導を行う。
- ③ 関係修復のための場を設定し、謝罪を含めこれからのよりよい関係構築について見通しがもてるようにする。
※被害児童の心身の回復状況や加害児童との関係修復に向けた受け入れ状況、加害児童の反省の度合いや事案に対する振り返りの様子を見極め、場の持ち方等を検討する。
※必要に応じて保護者立ち会いの下で行う。
※学級・学年などに対しても必要に応じて指導する。

★家庭への連絡③ 関係改善に向けての指導の内容・児童の様子を連絡する。

⑤未然防止の取り組み・アフターケア

- ① 全教職員が情報を共有し、被害・加害児童双方のアフターケアを日常生活の中で行う。
- ② 学級、学年における児童の関係性を注意深く見守る。
- ③ 全児童がよりよい学校生活を送ることができるよう、未然防止の取り組みを進める。
- ④ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援センターなどを関係を修復するための仕組みとして活用する。（被害児童・加害児童）

★家庭への連絡④ その後の学校での様子を伝えたり、家庭での様子等を聞いたりするなど継続的に連絡を取り合う。

3 いじめの理解

(1)「いじめ」とは何か

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(2) いじめの進行

遊びやふざけ → ケンカ・意地悪・からかい → いじめ

*ふざけは対等の関係。ケンカは原因が明確で勝ち負けが決まればそこで終わる。

(3) いじめの態様

・手段によるいじめ

- ① 言葉での脅し
- ② 冷やかし・からかい
- ③ 持ち物隠し
- ④ 仲間はずれ
- ⑤ 集団による無視
- ⑥ 暴力を振るう
- ⑦ たかり
- ⑧ お節介・親切の押し付け
- ⑨ いやな行為の強要
- ⑩ ネット等での誹謗中傷等

・動機によるいじめ

- A 怒りや憎しみからのいじめ
- B うっ憤晴らしからのいじめ
- C 性格的な偏りからのいじめ
- D 関心を引くためのいじめ
- E 隠された楽しみのためのいじめ
- F 仲間に引き入れるためのいじめ
- G 違和感からのいじめ
- H その他

4 いじめの早期発見(チェックポイント)

- ☐ 遅刻、欠席が増える。
- ☐ 時刻ぎりぎりの登校が目立つ。
- ☐ 表情がさえず、うつむき加減。
- ☐ 出席確認の際、声が小さい。
- ☐ 頭痛、腹痛などを頻繁に訴える。
- ☐ 授業中、まちがった回答に皮肉、笑いが起こり、正しい答えには冷やかしやどよめきが起こる。
- ☐ 理由のわからないケガが多い。衣服が汚れ足跡がついている。
- ☐ 休み時間はトイレなどに閉じこもり、遅れて教室に入ってくる。
- ☐ 物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。
- ☐ 椅子や机が壊され、所持品や机などに落書き(「〇〇死ね」等)がある。
- ☐ 授業の始めに、机の上の教科書などが散乱している。
- ☐ 特定の子の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。
- ☐ 正しい意見なのに「へー」などの野次がとんだり、その意見がなぜか支持されなかったりする。
- ☐ 用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをウロウロしたりする。
- ☐ その子をほめると、クラスの児童がふざけたり、シラケたりする。
- ☐ あとで「何さ、あんなやつ誉めて」とケチがつく。
- ☐ 「誰かやってくれない」とお願いすると、特定の子の名前がいつもふざけ半分で出てくる。
- ☐ その子の隣に誰も座りたがらなかったり、清掃の時その子の机を運ばなかったりする。
- ☐ 今までのグループから外れ、一人ポツンと沈みがちになる。
- ☐ 「ばいきん」「〇〇菌」などと人の嫌がるあだ名をつけて呼ぶ。
- ☐ 急いで一人で帰宅する。
- ☐ 日記、作文、絵画などに気になる表現や描写が表れる。
- ☐ 提出物が遅れる。
- ☐ 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。

5 校内の指導体制

学級担任	◇ 早期対応は、出会いの日に担任の姿勢を伝えることから始まる。 ◇ 「いじめ」に気付いたときは、焦らない、慌てない。 ◇ 話を聴いたり行動を観察したりして問題をつかむ。 ◇ 一人で抱え込むことなく、すぐ周囲に相談するなど、教職員間で情報を共有する。 ◇ 小さな事実を見逃さないで、担任の姿勢を具体的な姿で伝える。 ◇ いろいろな立場の子どもたちの思いをとらえる場を設定し対応する。 ◇ 子ども同士が触れ合い、互いの理解を深める場や活動を設定する。
学年主任	◇ 学年間の和を図り、親和と士気の醸成に努める。 ◇ 学年会で児童生徒の状況把握に努め、学年・学級の学習や生活の様子に目を配り、子どもの個人名が出る学年会にする。 ◇ いじめ問題の指導にあたっては、学級担任を支え、組織的に対応する。
専科	◇ 特別教室への移動中や学習中等、いじめの信号をキャッチする。 ◇ いじめをキャッチしたら、担任と情報交換し、積極的に支援・協力する。
生徒指導・悩み相談担当	◇ いじめは、いつ、どこで起こっても不思議ではないという認識をもつ。 ◇ 学級担任を精神的に支える。（共に考える。具体的な指導のヒントを提案する。） ◇ 家庭と同じ土俵に立つ。（共感的に受け止める。解決への努力を示す。） ◇ 学校全体を巻き込む。（相談して良かったと思う雰囲気。いじめ撲滅の連帯意識をもつ。） ◇ いじめを学級や学年だけの問題にしない。 ◇ 学年会や職員会議などの場で、その解決策、支援策について意見を出し合い、校内の指導体制を確立する。 ◇ 必要に応じて、担任以外の教師が面接や教育相談及び学習指導などを行う。 ◇ 警察等関係機関との連携を強化し、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども福祉課、児童相談所との相談体制を整えておく。
養護教諭	◇ 把握したいじめ情報は、秘密を厳守した上で正確に担任、校長・教頭に伝える。 ◇ 保健室に駆け込んでくるいじめられた子どもたちには、その子の心の流れに添った柔軟な考えや構えをもって接する。 ◇ 訴えてきた子どもの心情を十分に受け止め、苦しみと苦悩を共にする。 ◇ いじめや仲間はずれが口実に過ぎない時もある。問題の本質を正確に捉える。 ◇ 信頼され安心できる保健室の雰囲気づくりに努め、あらゆる場面を通して人間関係の大切さに気付かせる。
教頭	◇ 「いじめ」は人権にかかわる問題で、許すことのできない行為との認識を全教職員に徹底し、学校を挙げての協力体制確立に努める。 ◇ 「いじめ」の具体的な指導の留意点などについて職員会議や研修会等で伝え、教職員間の共通理解を図る。 ◇ 児童の心に寄り添うカウンセリングマインドを全教職員が身につけるため、情報を提供したり研修の場を設定したりする。 ◇ 全教育活動の中で児童を理解するため、教職員相互の情報交換を大切にする。
校長	◇ 校内いじめ対策委員会を開催し、いじめ事案の指導方針や方法等について協議するなど、全教職員共通理解のもとに、学校全体としていじめ解消を図る。